

刈谷市高齢者配食サービス 【まごころ弁当】

一般食

普通弁当
600円



小町弁当
500円



※ごはん、おかず
共に少なめ

大盛弁当
700円



※おかず大盛り

調整食

カロリー・
塩分調整食
700円



腎臓病食
(たんぱく調整食)
700円



ムース食
700円



※利用日は、月～金で曜日を5日まで選択できます。

刈谷市の配食業者として10年以上の実績を持ち、配達時に気づいたお客様の異変等も関係者に素早く連絡を行い、安心して信頼できる業者で在りたいと思っております。個人に合わせた刻み・食材変更も対応いたします。

回収容器です。キザミ食・おかゆ対応しています。※要相談
電話：0566-78-6255（刈谷市高倉町）

利用上の注意点

この事業での無料試食の提供はありません。



①費用負担と支払い方法

- ・一般食の費用負担額は、市民税の課税状況により変わります。
市民税課税世帯：弁当代全額を負担
市民税非課税世帯：弁当代から300円を引いた額を負担
- ・調整食の費用負担額は、弁当の金額から400円を引いた額になります。
- ・支払い方法は業者と決めてください。
口座引落、銀行振込、現金（都度払い・前払い・後払い）

②配達

配達時間は業者から指定されます。

弁当を自宅にて本人に直接手渡しし、安否確認をします。

※置き配（弁当を置いておくこと・置き場所を指定すること）はできません。

③業者の変更

業者を変更したい場合は、毎月15日までに社会福祉協議会へ連絡してください。
翌月から業者変更ができます。

ただし、業者変更は原則として3か月利用後が目安となります。

④キャンセル及び休止・終了について

キャンセルは、前日の午後0時までに社会福祉協議会へ電話連絡してください。

※まごころ弁当へ直接連絡する場合は前日の午後1時まで。

※前日が休日・祝日の場合は業者へ直接キャンセルの連絡をしてください。

●休止とは、旅行・入院など長期に不在になる場合に一時的に利用をやめることをいいます。休止の連絡または再開希望は、事前に社会福祉協議会まで電話連絡をしてください。休止期間が**6か月を超えた場合**は、新たに申請が必要となります。

●終了とは、今後のサービスの利用を希望しない意思を表示したうえで利用をやめることをいいます。事前に社会福祉協議会まで電話連絡をしてください。
利用終了者の再開は、新たに申請が必要となります。

※不在（受取できない等）の場合、利用者負担額として1食分の料金をいただきます。ご了承ください

申請先 : 刈谷市役所長寿課 電話 62-1063
問合せ先 : 刈谷市社会福祉協議会生活支援課
電話 23-1600